

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和36年5月1日から同年10月1日までの期間、37年4月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から38年1月1日までの期間及び40年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、36年5月は1万2,000円、同年6月から同年9月までは1万4,000円、37年4月から同年8月までは1万8,000円、同年9月は2万円、同年11月及び同年12月は2万2,000円、40年9月は3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から43年1月30日まで
② 昭和43年1月30日から同年2月1日まで

申立期間①について、ねんきん定期便が送られてきたので、A社の給料支払明細書で厚生年金保険料控除額を確認したところ、記録と違っている部分があるので調査してほしい。

申立期間②について、A社の給料支払明細書から、昭和43年1月分の給料について厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人が提出したA社の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち昭和36年5月1日から同年6月1日までは1万2,000円、同年6月1日から同年10月1日までは1万4,000円、37年4月1日から同年9月1日までは1万8,000円、同年9月1日から同年10月1日までは2万円、同年11月1日から38年1月1日までは2万2,000円、40年9月1日から同年10月1日までは3万3,000円に標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち昭和35年4月1日から36年5月1日までの期間、同年10月1日から37年4月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、38年1月1日から40年9月1日までの期間及び同年10月1日から43年1月30日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は超えていないことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が提出した給料支払明細書及び同僚の証言等から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及びオンライン記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成13年2月から同年6月までの標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から同年7月26日まで

ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が大きく引き下げられていることを知った。給料が大きく下がったことは無かったので、確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年2月から同年6月までは47万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月26日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認でき、申立人のほか7人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は当該期間において、役員ではなかったことが確認でき、事業主は、「当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員と標準報酬月額の引下げについて話し合い、私が届出をした。申立人は社会保険事務については関与していない。」と証言しており、当時の同僚も、「申立人は、社会保険事務については関与していない。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から同年12月1日まで

申立期間について、退職、停職等の記憶は無く、給与もA社から遅れずに支払われていた。1か月間が厚生年金保険に未加入となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(同社本社がB県C区からB県D区に移転したことによる厚生年金保険の適用事業所の管轄の変更に伴う異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所本社は所在地をB県C区からB県D区に移転したことに伴い、昭和44年11月1日にB県D区を所在地として新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人を除く被保険者全員について、同日付けで資格喪失及び資格取得の処理がなされていることが確認できることから、申立人についても、同日を異動日とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 28 日
② 平成 19 年 7 月 31 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の所持する賞与支払明細書及びA社が保管する給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、当該期間についていずれも15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否かは不明としているが、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことについては認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 7 日から同年 10 月 17 日まで
A社B事業所でC職として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D事業所が保管する人事記録によると、申立人が申立期間に、B事業所でC職として勤務していたことは確認できる。

しかし、A社D事業所及びB事業所に照会したところ、「申立期間当時のことは全て不明。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 39 年 5 月 1 日であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が申立期間当時C職として勤務していたとする同僚の氏名はいずれも確認することができず、当該期間について健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、当該期間において、当該事業所の被保険者名簿に記録がある同僚から、当時C職として勤務していたと思われる同僚として氏名が挙げられた9人について当該名簿を調査したが、いずれも被保険者記録が確認できなかった。

加えて、A社は、「当時、C職として、2か月以上の予定で雇用する場合は、採用時から厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたが、届出は事業主である各事業所長が行うことになっていた。各事業所の届出の状況は把握しておらず、当時の文書等は保存していない。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで

昭和 37 年 8 月から A 社に勤務したが、年金記録では 38 年 8 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっている。前の会社を退職してすぐ入社したにもかかわらず、1 年間も厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 37 年 8 月から A 社に勤務したとしているところ、雇用保険の加入記録により、38 年 1 月 1 日以降については、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、複数の同僚に照会したところ、申立人の当該事業所における勤務開始時期を覚えているとする同僚はいない上、申立人が名前を挙げた同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失記録を調査したところ、申立人の記憶している入社及び退社時期と一致する者は確認できなかった。

また、当該事業所は、昭和 60 年に解散しており、元事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 21 日から 42 年 5 月 16 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 46 年 4 月 1 日であり、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日に被保険者資格を取得している者 7 人に照会をしたところ、6 人から回答があり、そのうち申立期間に勤務していたとする二人は、「職場が違うこともあり、申立人のことは覚えていない。厚生年金保険には、入社してずいぶん経ってから加入したように思う。」としており、そのうちの一人は、「厚生年金保険に加入する前から、厚生年金保険料を控除されていたということはなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、当時の同僚二人について、姓しか記憶していないため、個人を特定することができず、当該事業所における申立人の勤務実態等について証言を得ることができない上、当該事業所は既に解散しており、事業主も他界していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 25 日から 40 年 8 月 30 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の保管する写真及び証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 44 年 10 月 1 日であり、申立期間においては、適用事業所としての記録は確認できない。

また、事業主は、「会社ができてすぐには厚生年金保険に加入していなかった。加入したのは昭和 44 年 10 月 1 日からである。厚生年金保険の適用事業所になる前に厚生年金保険料を給料から控除することは無かった。」と証言している。

さらに、申立人が挙げた当時の同僚は連絡先が不明であるため、当該事業所における申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。